

前 障

令和2年3月12日

指定放課後等デイサービス事業所 様

前橋市長 山 本 龍

(公印省略)

特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービスにおける
延長支援加算算定に関する届出について

平素より、本市福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別支援学校等の臨時休業にあたり、営業時間の延長等により児童の受け入れをしていただいているところですが、別添のとおり、臨時休業による新規利用児童に係る保護者の自己負担分や報酬等について、市町村を通して国から補助されることになりました。ただし、具体的な取扱いについては、現時点では未定です。随時、ご案内いたします。

また、今般の臨時休業に伴い、新たに延長支援加算を算定する事業所については、3月3日付厚労省通知「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（別紙）」に基づき、下記のとおり、届出をお願いいたします。

記

1 提出依頼理由

延長支援加算は体制加算であり、国保連請求に支障を来さぬよう、事業所台帳システムに入力する必要があるため。

2 対象事業所

放課後等デイサービス事業所

(新たに延長支援加算を算定する事業所)

※算定予定がない場合には、不要です。

3 提出方法等

提出方法：提出期限までに郵送又は持参してください。

提出部数：1部

提出期限：令和2年3月18日（水）（必着）

提出先：前橋市役所障害福祉課障害政策係

4 提出書類

- (1) 様式第5号「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」
※押印をお願いします。
- (2) 別紙1「障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表」
- (3) 別紙2「延長支援加算体制届出書」

5 留意点

- (1) 対象障害児の障害児通所支援計画については、添付不要です。
- (2) 当該延長加算その他コロナの影響によるやむを得ないサービス提供等にあつては、逐一、コロナの影響による旨の記録を残していただくようお願いします。
- (3) 加算適用日については、「令和2年3月1日遡及適用」とします。
- (4) 臨時的な営業時間が、8時間以上となり、その前後で支援をした場合に算定できます。臨時的な営業時間は、別紙2に記入をお願いします。

6 その他

事業所の皆様におかれましては、大変お忙しい中とお手数をおかけし申し訳ございませんが御理解・御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

また、不明点等については、担当あてご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ】

前橋市役所障害福祉課障害政策係
(事業所指定担当)

電話 027-220-5713 (直通)
ファックス 027-223-8856